



## 呉市不育症検査費用助成事業のご案内

研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据えて先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。

### 助成の対象者

次の要件すべてに該当する方

- ・助成を申請する時、申請者（夫又は妻）が呉市に住民登録していること
- ・2回以上の流産、死産の既往があること

### 助成金額

自己負担の2分の1の金額で、1回の検査につき5万円まで

※本事業と重複して、「呉市不育症治療費助成事業（呉市単独事業）」に申請することが可能です。

※申請回数の上限はありませんが、助成金額は、「呉市不育症治療費助成事業」と本事業の助成金額を合計して、1年度に最大30万円です。

※領収金額のうち1,000円未満を切り捨てた額が助成金額となります。

### 対象の検査

先進医療として告示されている不育症検査

※なお、次に掲げるものは、助成対象外です。

- ・入院時食事療養費、個室使用料及び文書料等の不育症検査に直接関係のない費用
- ・出産（流産及び死産等）に係る費用
- ・呉市の実施する不妊治療の助成や他の自治体による助成等と重複した申請

### 対象の医療機関

対象の検査の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険診療として不育症に関する検査・治療を実施している医療機関





### 申請関係

助成を申請される方は、医師の証明書に記載のある検査期間の終了日から3か月以内に、次の申請書類を地域保健課に提出してください。

※2月1日から3月31日に行った検査は、4月30日までに申請してください

- ① 呉市不育症に係る助成事業申請書（様式第1号）
- ② 呉市不育症に係る助成事業助成金請求書（様式第2号）  
※口座情報の分かるもの（通帳の写しなど）を添付してください。
- ③ 不育症検査費用助成申請に係る証明書（国の様式第3号）  
不育症検査結果個票（国の様式第3号-2）  
※医療機関が記入します。
- ④ 医療機関（薬局も含む。）が発行する領収書の写し
- ⑤ 世帯全員の住民票（同一世帯でない場合は、夫、妻それぞれの住民票）  
※申請日から3か月以内に発行されたものを添付

- ・申請は地域保健課の窓口で受け付けるほか、郵送も可能です。
- ・呉市に住所を有しなくなる場合は、呉市に住所があるうちに申請してください。

### 書類の入手方法

- ・呉市地域保健課の窓口で配布
- ・呉市のホームページからダウンロード

### 助成の決定

- ・書類の審査後、結果を郵送で通知します。
- ・助成決定の場合は、決定日から1か月以内に指定の口座へ助成金が振り込まれます。
- ・同一の年度内に、申請回数の上限はありません。

申請・お問い合わせ先

呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ

〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンター5階

☎0823-25-3540

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

